

## 告 示

埼玉県告示第七百三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年五月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

吉川きよみ野ショッピングプラザ

埼玉県吉川市きよみ野四丁目一番一号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

(1) 当時のコンセプトは如何でしたかと三月の説明会にてお聞きしましたが明確な回答は有りませんでした。

(2) 今まで、全戸配布の広報誌に毎回のよう注意を呼びかけた防犯の目は一体どうなってしまうのでしょうか。どなたかセキュリティを担保して頂けるのですか。それとも住民が追加で行うのでしょうか。

(3) この町も価格が高かったこともあって私より先に転入された方々は高齢の方が多く、またこれからも増々高齢化地区に成って行きます。住民の方々が心より願っているのは軽く食事のできる店舗です。この地区の当初の計画では酒類を供する店舗の出店はなぜか許可しないとか有りましたが、回転すしのような店舗でのちょっとした酒類の販売はほとんどの住民が「良」とすると感じます。

三年後には市役所の移転が有りますのでいよいよ軽く食事のできる店が必要になって来ます。フードコートのようなものを一階に回転すしのようなものを二階にとかの計画の方が良い感じがします。会社・机上での計画ばかりではなく直接住民と何を持って来れば収益が上がりそうなのかの意見交換などを行った方が良いと思います。その中でドラッグストアも出店して頂いて結構です。

(4) 上記に述べたもう少し大きく計画すると、三月の説明会にて行われたマンション南側に沿って出店する配置は、利用するお客さんの利便性と真ん中の駐車場配置は、安全性及び客だまり空間の確保からも最良の計画とは思えません。三月説明会前に私が提出しました配置計画の方が駐車場の確保が図られています。

(5) 現計画通り建設出店した場合、その店舗が事情によって退去することも考慮して頂きたい。次の業者が出店するまでの空き家状態に対するセキュリティ及び業者選定時に地域に説明会等を開催するのかなど明確でありませぬ。よって、是非とも本計画を見直しより利便性が高く住民が願いする出店計画を練り直して頂きたいし、意見書とします。

## 二 縦覧期間

平成二十六年五月十六日から平成二十六年六月十六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター